

# 岡山市立福浜小学校いじめ防止基本方針

## いじめに関する現状と課題

平素から、「いじめは人間として絶対に許されない」と全校集会や学級活動で校長や教職員が指導している。相手意識を育てるあいさつや言葉遣い、廊下歩行のプロジェクトにも取り組んでいる。しかし、悪口やからかい、無視などのいじめが時々ある。その都度、複数の教職員で組織的に指導し改善している。また、携帯電話を持っている子どもが多く、安易に友達のアドレスを他人に教える、ラインに事実とは違ううわさを書き込むなどの事案が発生している。その都度、複数の教職員で指導しているが、今後も似たような事案が発生することが予想される。

## いじめ問題への対策の基本的な考え方

いじめはどの子にも起こりうる、どの子も加害者にも被害者にもなりうるという事実を踏まえ、いじめの未然防止、早期発見、発見した際の対処に、全ての教職員が組織的・計画的に取り組む。

未然防止のためには、互いを認め合える温かい人間関係を築き、規律正しく分かる授業や人とかかわることの楽しさや喜びを味わえる学校行事や活動を実践する。

早期発見のためには、相談体制を整え、定期的なアンケート調査や日常の観察などにより、ささいな兆候も見逃さないようにする。

いじめを発見した際には、学校が主体となって、保護者や地域、関係機関と連携しながら、組織的に対処する。子どもの人格の成長に主眼を置き、再発防止の教育活動を計画的に実践していく。

保護者・地域との連携	学 校	関係機関との連携
<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者</li> <li>・PTA</li> <li>・地域協働学校運営協議会</li> <li>・民生委員 主任児童委員</li> <li>・保幼小中での情報共有</li> <li>・学校通信「くすの木」 「校長室の窓から」 「学年・学級だより」</li> </ul>	<p>いじめ対策委員会</p> <p>校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、養護教諭、教育相談担当、学年主任 *当該学年担任</p> <p>全教職員</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育委員会</li> <li>・スクールカウンセラー</li> <li>・医療機関 弁護士</li> <li>・こども総合相談所</li> <li>・地域こども相談センター</li> <li>・学校警察連絡室</li> <li>・岡山南警察署生活安全課</li> <li>・ネット上のいじめの場合 プロバイダー 法務局</li> </ul>

## 学校が実践する取組

<b>未 然 防 止</b>	<p><b>人権感覚を高め、コミュニケーション力、自己肯定感、自己有用感を育てる。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学び合いのある分かる授業づくりをする。</li> <li>・人とかかわることの楽しさや喜びを味わえる学校行事や活動の実践をする。</li> <li>・学習規律（チャイムで着席、「はい」の返事と聞く姿勢、はっきり話す、学習用具の準備）を徹底する。</li> <li>・互いを認め合う温かい学級集団をつくる。 QU、ソーシャルスキル・トレーニング、ストレス・マネジメントの実施</li> <li>・相手意識を育てる3つのプロジェクトに計画的に取り組む。「あいさつ」「言葉遣い」「廊下歩行」</li> <li>・道徳の時間や特別活動でいじめについて考え、いじめ防止に取り組む。</li> <li>・すべての子どもが、いじめ防止標語を作成して掲示し、いじめを許さない環境をつくる。</li> <li>・インターネットを利用するときのマナーやルールについて学習する。</li> </ul>
<b>早 期 発 見</b>	<p><b>複数の目で見えて、真摯に受け止めて相談にのり、ささいな兆候も見逃さない。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・丁寧な健康観察と遅刻、欠席への対応。その理由の聞き取り確認。電話連絡や家庭訪問。不登校支援員の活用</li> <li>・相談体制を整える。 子どもとの「ふれあい週間」 保護者との「ハートフルデイ」 スクールカウンセラーの活用</li> <li>・校内研修を実施する。 スクールカウンセラーの講話、児童理解研修、QUの活用研修</li> <li>・連絡体制を整え情報を共有する。 学年会、生徒指導の連絡会、保健室来校の様子、養護教諭からの情報</li> <li>・日常の観察や日記指導から把握する。</li> <li>・定期的なアンケート調査やチェックシートを活用する。</li> <li>・ネット上のいじめがないかどうか、関係機関と連携し常に監視する。</li> </ul>
<b>対 処</b>	<p><b>保護者や地域、関係機関と連携しながら、組織的に速やかに対処する。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめを止めさせ、複数の教職員でスクールカウンセラーなどの協力を得ながら指導する。</li> <li>・被害者を守り、毅然とした態度で指導する。</li> <li>・双方の保護者へ連絡、協力を求め、助言する。</li> <li>・安心して授業が受けられるよう、「のびのび教室」や「第2多目的教室」を活用する。</li> <li>・聞き取った事実、双方の言い分、指導の経過、保護者への連絡内容等、細かい記録を残し、共有する。</li> <li>・継続的に経過を観察し、再発防止に努める。</li> <li>・いじめを見ていた子どもへの指導として、学級集団への働きかけをする。</li> <li>・ネット上のいじめには、プロバイダに削除を求める。法務局に協力を求める。</li> </ul>